



〒165-0026

中野区新井1-26-4-2F

### 03-5318-4007

アスモ新聞はアスモのホームページ [www.asumo-kaigo.jp](http://www.asumo-kaigo.jp)からもご覧になれます。  
上記のアドレスか【在宅介護センター・アスモ】で検索してください。  
「人に喜ばれる仕事を！」のアスモは、みなさまとの新たな出会いをお待ちしております。



代表取締役 花堂浩一

### 「ある野球少年の奇跡」

1965年、一人の野球少年が東京都大田区に誕生します。少年は小学3年でリトルリーグに入団すると、体が大きいという理由からか、小学4年になると、投手としてデビューします。初登板は36対0という大敗で散々な結果に終わりますが、野球に対する熱い思いはこの頃から徐々に芽生えていきました。

小学6年のとき、一家が茅ヶ崎に引っ越すことになり、野球チームも変わることになります。ところが、新しいチームには、少年がどうしてもかなわなかったライバルがいました。結局少年は、中学を卒業するまでそのライバルに後れをとる続け、3年間ずっと補欠のままでした。

彼が投手として頭角をあらわしたのは日大藤沢高校に入ってからで、神奈川県ナンバーワン投手といわれるまでに成長します。しかし、球速は130キロ台で、とてもプロで通用するような投手ではありませんでした。彼は大学に進学し、教職員になることを志望しますが、83年のドラフトで思いもよらず、中日ドラゴンズから5位で指名されます。

彼は通算219勝を上げ、93、94年には最多勝。2006年には史上最年長でノーヒットノーランを達成し、今年50歳でプロ野球界を引退した山本昌(やまもとまさ)です。



彼がプロになったことが奇跡であれば、その後32年間という長いプロ生活を送れたことも奇跡に近いと言えます。

のちに中日の監督となる星野仙一が解説者時代、入団まもない山本昌のピッチングを見にキャンプ地を訪れたときには、「思ったより期待はずれで、ガッカリした。」というコメントを残しています。その後4年間で一軍での登板はわずかに4試合。入団5年目には球団の解雇リストに名前が載ることになります。

プロ野球選手の現役としての平均寿命は9年、平均引退年齢が29歳ということを考えると、いかに奇跡かということがご理解いただけると思います。

彼の野球人生にいったい何があったのでしょうか？

1988年、一つの出来事が山本昌の投手生命を救います。大リーグ・ドジャースとの友好関係を築くため、中日球団は数人の若手選手を米国留学させなければならなくなりました。当然チームの戦力ではない山本昌にも白羽の矢が立ちました。ダメもとで米国・ペロビーチでのドジャースキャンプへ参加すると、2月から8月までの半年間で150試合に救援投手として実戦登板をします。

また、そこで運命を変えるアイク生原(いくはら)氏との出会いがありました。アイク生原氏は山本昌に、①低めに投げる、②ボールは前で離すこと、③常にストライクを先行させること、そして、④野球をやれることに感謝しながら投げる、という4か条のメモを山本昌に渡し、投手としての基本を植えつけます。また、引退まで彼の武器となった伝家の宝刀・スクリーンボールを身につけたのも、この米国留学によってでした。



彼は引退会見で、「子供の頃から40年間野球をやってきたが、野球を辞めたい」と思ったことは一度もない。幸せだったのは、この「野球が好きだ」という子供の頃の気持ちを50歳まで持ち続けることができたことだ。」と奇跡を生んだ最大の要因をそう語りました。

また、「その好きだという気持ちがあったからこそ、」あきらめることがなかった。小、中学校を補欠で過ごしたことで、もし負けたと白旗を上げていたら、あまり強くない高校に行つて普通に野球をやっていたらどうだろう。」とも語っています。

山本昌の野球人生は、弊社のような決して大きくはない企業が、どのように目標を掲げ、取り組むべきか大切なことを教えてくれていると思います。人が自分らしさを大切にしなければならぬのと同じように、私たちもアスモらしさを大切に、決めてあきらめることなく目標に向かっていきたいと思えます。

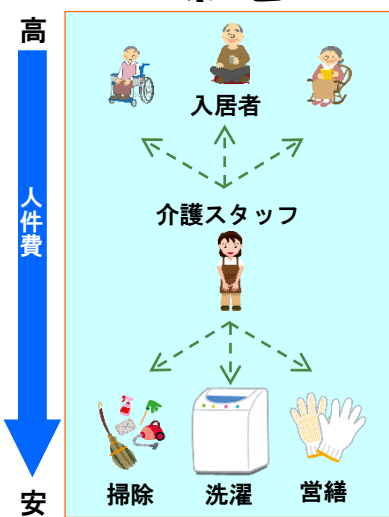


こんにちは。相談員の佐藤です！

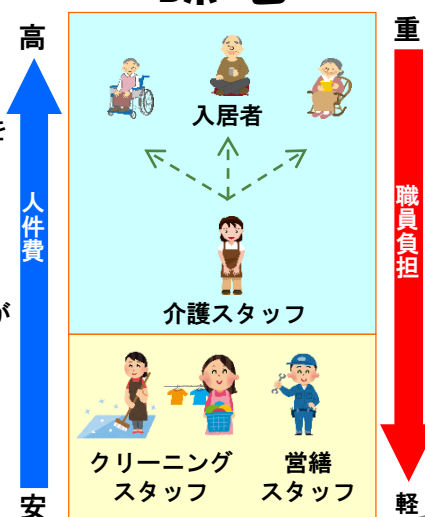
今回は、同じ職員体制のホームから見る、細かく見ると異なる「違い」についてご説明します。

### 【職員体制が同じ「3:1のホーム」】

#### Aホーム



#### Bホーム



◆介護スタッフが雑務も兼務している

◆雑務専任のスタッフを配置している

◎人件費が削減され、月額利用料が安価に設定できる

◎入居者へ接する時間が多く手厚い

●入居者へ接する時間が少なくなる

●人件費がかかる為、利用料が高くなる



相談員・佐藤

平成27年1月から、相続税および贈与税のルールが大幅に変わり、課税対象となる方々が増える見込みです。当社にもいくつかのお問合せがあったことで、専門家のご意見をお聞きし共に勉強していきたいと思い、3月号の紙面より「暮らしと相続の相談窓口」を運営されている司法書士門脇法務事務所の門脇紀彦先生に記事連載のお願いをいたしました。

今月は生前贈与と特別受益についてご説明します。  
来月号と2回にわけてご説明します。

生前贈与・特別受益は遺産分割する上で、最も問題になりやすいものの一つです。

特別受益とは遺産相続において、生きていうちに相続人にお金などを贈与する生前贈与のことを指します。特別受益には生前に被相続人から相続人へ生前贈与があった場合、その贈与についても相続財産とみなされる特性があります。この生前贈与したものが相続財産に組み入れられること「持戻し」と言います。

具体的には、結婚の際の持参金、嫁入り道具、結納金、支度金など親からもらった費用が生前贈与にあたります。その他にも生活費の援助がありますが、民法上、親子間には互いに助け合う義務(扶養義務)がありますので生活費の援助がすべて生前贈与に該当するわけではありません。ご家庭の状況によって判断されます。

また、その他にも生命保険金が挙げられます。死亡保険金は、民法上、受取人の固有の財産と扱われますので相続財産にはなりません。従って、原則は特別受益にはあたりませんが、保険金を受け取った相続人と他の相続人との差があまりにも大きいような場合は死亡保険金も特別受益に該当する場合があります。

これは生前贈与を受けていない相続人と生前贈与を受けている相続人との公平性を重視し、平等に遺産の分割が出来るように配慮した制度です。

しかし、生前贈与した方が、これを望まない場合も多いと思います。遺産とは別に、その人により多くの財産をあげたくて生前贈与したはずなのに、特別受益として相続財産に組み入れられてしまっては本望ではありませんね。

そんな時は「持戻しの免除」という制度があります。生前贈与を相続財産に組み入れないでほしいと意思表示をすることによって遺産分割時に生前贈与を相続財産とみなされなくなります。この意思表示は特に方法はきまっていませんが、確実に相続人に伝えるのであれば、公正証書遺言書など公的な書面で残しておくことが重要です。

今回は、具体的な事例やイレギュラーな事例を交えてより詳しくご説明します。

ご相続の生前対策についてのお問い合わせはこちらにご連絡ください。  
「アスモさんの紹介で」と言っていたとご相談は無料になります。



東京都世田谷区祖師谷3丁目4番7号伊地智ビル1階  
「暮らしと相続の相談窓口」  
司法書士門脇法務事務所  
東京司法書士会世田谷支部 支部長 門脇紀彦  
電話03-5429-1096



後半は、福祉用具専門相談員の平澤比婦美(ひふみ)さんより、正しい靴の選び方や履き方などを教えて頂きました。足の形にも色々な型があり、その人に合う靴選びが大切だということでした。参加して下さった8名のヘルパーの皆さん、お疲れさまでした。

(たんぽぽ介護所長 村岡志づ江)



前回に引き続き、今回も、トータルライフケア新中野で理学療法士をされている富田晋平さんをお招きして、「座ってできる肩こり・腰痛体操」を教えていただきました。体操する前は前屈して床に20cmも手が届かなかった方も、体操後は指先が床につくようになりました。

平成27年10月30日(金)18時30分から、事務所にてミニ勉強会を開催いたしました。

たんぽぽミニ勉強会の「報告」